



八木 正宣

家族で韓国の済州島へ行ってきました。日本と韓国の政府の間でネガティブな時期でしたので心配しましたが、意外にも飛行機は行きも帰りも満席でした。現地では、レンタカーを借りて、済州島の観光地をめぐる。 「百聞は一見にしかず」という、ことわざ通りで、地元の人たちには親切に対応していただきました。子ども達にとっても、思い出に残る旅行だったと思います。



名倉 さつき

子どもたちを連れて、高校野球の観戦のために甲子園へ行ってきました。高校野球独特の感動、楽しすぎる野球応援を肌で感じられました。高校野球最高(^-^)



日浦 遥

小学生の娘二人を連れて京都の万華鏡ミュージアムへ行きました。色々な万華鏡を覗いたり、子供たちは万華鏡作りを体験しました。土台を作るのが少し難しそうでしたが、色のついた可愛いビーズやキラキラした飾りを入れる作業はとても喜んでいました。覗くたびに見え方が変わるので、家に帰ってからも毎日覗いて楽しんでいます。



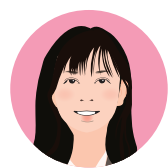
松倉 陽子

まだまだ日中は暑いですが、朝晩は少しずつ涼しくなってきました。この夏、したいことはいろいろあったのですが、暑さに負けてできなかったのが、そろそろ取りかかりたいと思います。



市村 沙織

夏休みに入ってから庭にハーブを植えました。一つはローズマリー、もう一つは蚊が近寄りにくくなるというモスキートゼラニウム。この猛暑ではさすがに枯れてしまうと思い、毎日水をやっていたのに何となく枯れ気味に……。帰省中の一週間はほったらかしにしていたら、ローズマリーは生き返って、ゼラニウムは枯れ切っていました。同じ場所でも植物によって扱いが違うんだと、ガーデニングの難しさをまた一つ実感しました。



田村 奈保子

近所の夏祭りに浴衣を着ていきたいと次女に言われましたが、私は全く着付けができません……。YouTubeで動画を見ながら練習したものの、イマイチ様になりません。憂鬱な気分で迎えた夏祭り当日は結局雨で延期に。延期後の夏祭り当日は別の予定があり、洋服で夏祭りに行くことになりました。一体何だったんだろうと思いつつも、また来年までに練習しなくては……。



古川 和代

沖縄に行ってきました。滝トレッキングや座間味島でのシュノーケリングなど充実した時間を過ごしました。帰りの飛行機は、ちょっと奮発して席幅が広くレッグレストがついている席にしたのですが、私の席だけリクライニングが壊れていて、リラックスするはずが窮屈な2時間を味わう羽目に遭いました。



谷田 佳子

今年の高校野球県予選は、自分の出身校の応援に行くつもりでした。春の県大会では準優勝し、他の高校でいい成績を残している監督に代わって2年目の夏なので期待していました。が! 予定通りにはいかず負けてしまい、予定は儘く散ってしまいました。。。。楽しみが早くに無くなり、残念な夏でした。



村田 美香

辛いものが好きでよく一味唐辛子をかけます。おススメは「京一味」という一味唐辛子で、粒が細かく突き抜ける辛さを楽しめます。今、私が使っているのは「鬼びっくり」というものですが、こちらは粒が大きく煮出すと辛さがジワジワきます。ぜひキャロライナリーパーやジョロキアといった、世界一辛いといわれるものにも挑戦してみたいです。



福田 宗弘

8月の税理士試験もひと段落し、来年の受験科目に向けて気合を入れなおしました。また、中学から本格的に取り組んでいる陸上で、またマスターズの試合(100m、200m)に出場すべく、トレーニングを再開しました。体脂肪率は7%台まで下がってきており、更なる筋力アップに取り組もうと思えます。

SBL通信

税理士事務所 SBL 広報誌
vol.69

SBL PRESS Issue69

ビジネスと生活を応援するSBLの事務所通信



お知らせ
事務所窓から
軽減税率制度への準備は？

TAX TOPICS

-軽減税率の対象になるもの・ならないもの-
-10月から始まるキャッシュレス・消費者還元事業-

七転び八お記

福田のファーマーズ愛

編集後記

TAX TOPICS

軽減税率の対象になるもの・ならないもの

Contents -目次-

お知らせ 2
 事務所窓から 2
 軽減税率制度への準備は？ 3
 TAX TOPICS
 -軽減税率の対象に
 なるもの・ならないもの- 4,5,6,7
 -10月から始まる
 キャッシュレス・消費者還元事業- 8,9
 七転び八お記 10
 福田のファーマーズ愛 11
 編集後記 12

Information -お知らせ-

地域別最低賃金の改定額

厚生労働省は、令和元年10月以降の賃金に適用される各都道府県の最低賃金(時給)改定額を発表しました。今年も全国平均で27円の引き上げとなり、4年連続の3%以上の最低賃金増加になります。

経営者にとって、企業における人手不足が深刻化する中で、賃金の引き上げは、財源の確保など経営上の大きな課題として取り組まなければいけません。

	改定前	改定後
奈良	811円	837円
大阪	936円	964円
兵庫	871円	899円
京都	882円	909円
滋賀	839円	866円
三重	846円	873円

事務所窓から

7月にアクションカメラ「GoPro」を導入しました。

名刺より少し小さいぐらい、コンパクトなカメラなのですが、この大きさで4K映像も撮影できるスグレモノ！かなり広角なのでダイナミックな画像が撮れ、強力な手ぶれ補正機能がついているので歩きながらの撮影でもスムーズな映像になります。



今回事務所では、最寄りの近鉄大和西大駅から事務所までの道案内動画をホームページにアップしました。

動画編集ソフトも一緒に導入し、簡単な編集も所内で行いました。今後も動画撮影、編集に積極的に取り組み、新たなツールとして活用していく予定です。(古川)



軽減税率制度への準備は？

軽減税率対象品目を販売していないとしても、仕入や経費に軽減税率対象品目があれば、「区分経理」を行うとともに、当該「区分経理」により作成した帳簿や請求書等の保存をしなければ、消費税を計算する上で、売上税額から仕入税額を控除(以下、仕入税額控除)することはできません。軽減税率制度への対応は必要といえるでしょう。

軽減税率制度の概要

令和元年10月1日より、消費税の税率が合計8%から10%へと上げられるのと同時に、軽減税率制度が開始します。この軽減税率制度の開始により、大きく次の3点が変わります。

(1) 複数税率の開始

軽減税率制度が開始されると、次の軽減税率対象品目について、軽減税率8%が適用されます。

軽減税率対象品目：

- ・食品表示法に規定する食品(酒税法に規定する酒類、外食やケータリング等を除く。)
- ・週2回以上発行の定期購読契約に基づく新聞

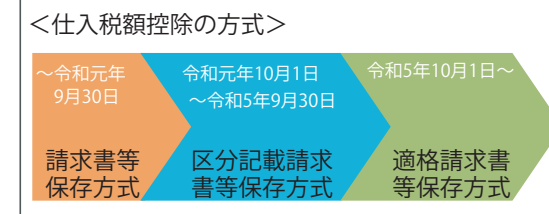
(2) 税額計算

複数税率となることで、税率ごとに区分して税額を計算します。

(3) 帳簿及び請求書等の要件の改正

(2)の税額計算を行うためには、税率ごとに区分して経理(以下、区分経理)する必要があります。そこで、この区分経理に対応するよう、これまで仕入税額控除の要件であっ

た帳簿や請求書等の記載と保存(請求書等保存方式)が、次の期間に応じてそれぞれ的方式へと改正されました。



軽減税率制度への対応

(1) 日々の取引で

軽減税率対象か否かの確認

次のような支出がある場合には、軽減税率対象品目の経費が発生することとなるため、区分経理が求められます。そのため日々の取引で、軽減税率対象か否かの確認が必要となります。

軽減税率の対象となる例：

- ・会議用の仕出し弁当や飲料水代
- ・従業員への福利厚生用茶菓子代
- ・取引先へ差し入れする飲食料品代
- ・社内図書用の新聞代(一定の定期購読契約に基づくもの)

(2) 区分経理を行い、帳簿等を保存

区分経理が発生する場合には、軽減税率対象部分について、これまでの帳簿処理に加え、軽減税率の対象品目である旨を記載しなければなりません。また、原則として区分経理をした帳簿や、必要事項が記載された請求書等の保存が必要となります。

(3) 税率ごとに区分して税額計算

税率ごとに区分して税額を計算します。

(出典: MyKomon)

taxtopics

軽減税率の対象に

なるもの・ならないもの

令和元年10月1日の消費税率引上げと同時に、軽減税率制度が始まります。飲食料品と新聞が対象ですが、その線引きは少し複雑。何が8%となり、何が10%となるのでしょうか。

8%と10%、税率が2つになります

軽減税率8%が適用されるのは、次の2つです。これら以外は、標準税率10%が適用されます。

- ① 飲食料品（お酒や外食サービスを除く）
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読されるものに限る）

上記①を色分けすると、次のとおりです。

軽減税率 8% 標準税率 10%



次の全てを満たすと、セット商品全体が軽減税率の対象です

1. 1万円（税抜き）以下
2. 軽減税率の対象となる食品の占める割合が2/3以上

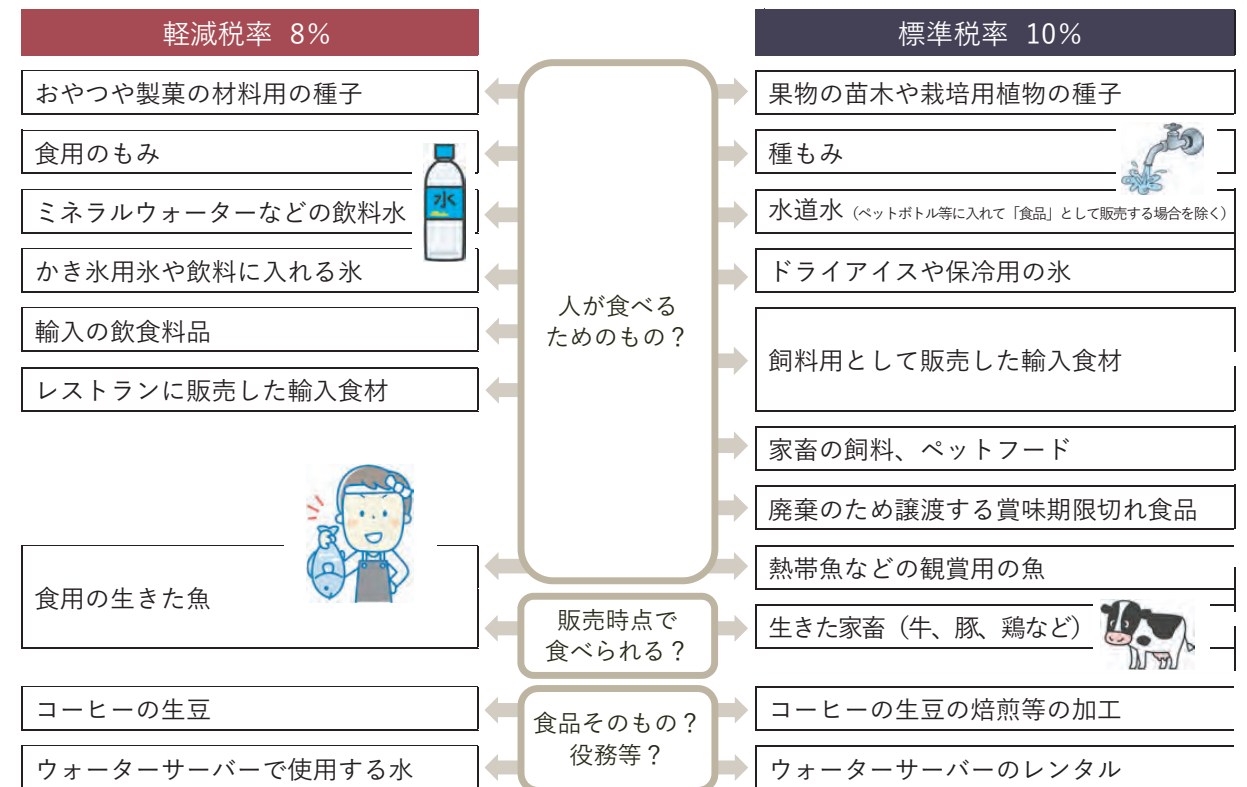
外食とは、次の全てを満たすことです

1. 飲食設備（椅子・テーブル等）のある場所で
2. 飲食料品を飲食させるサービス

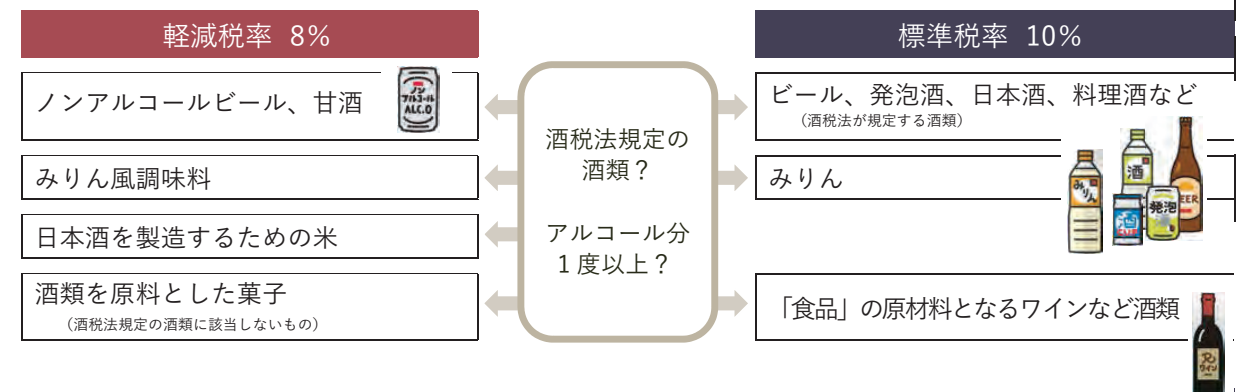
参考：中小企業庁「消費税軽減税率まるわかり BOOK」

軽減税率の対象となるのか、迷いやすいものの具体例を、次ページからみていきましょう。

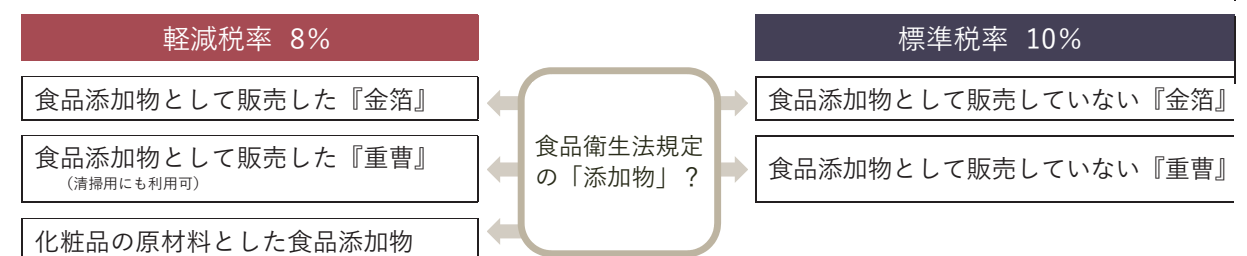
どんな飲食料品が8%？



酒類は10% 基準は「アルコール分1度以上」かどうか？

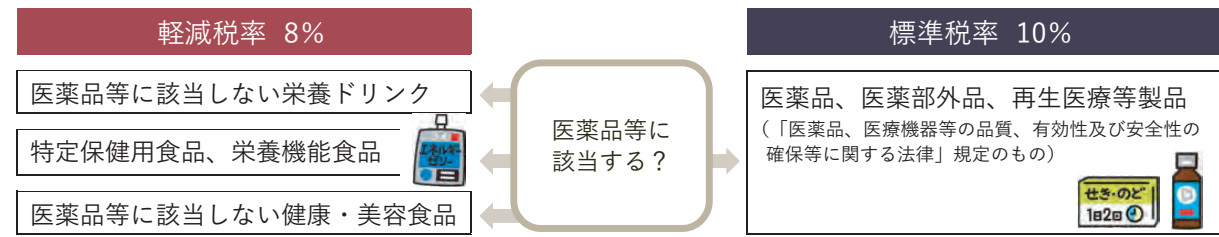


食品添加物は8% 使用目的よりも、売る側の目的で判断

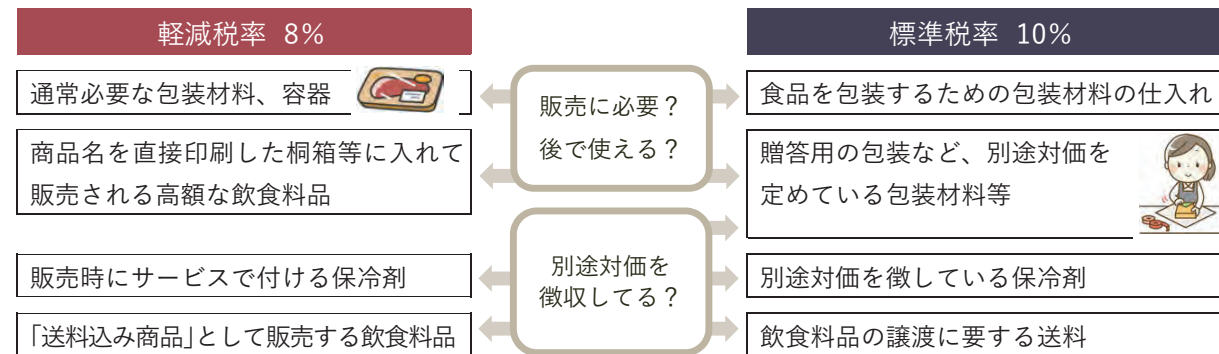


軽減税率となるもの・ならないもの

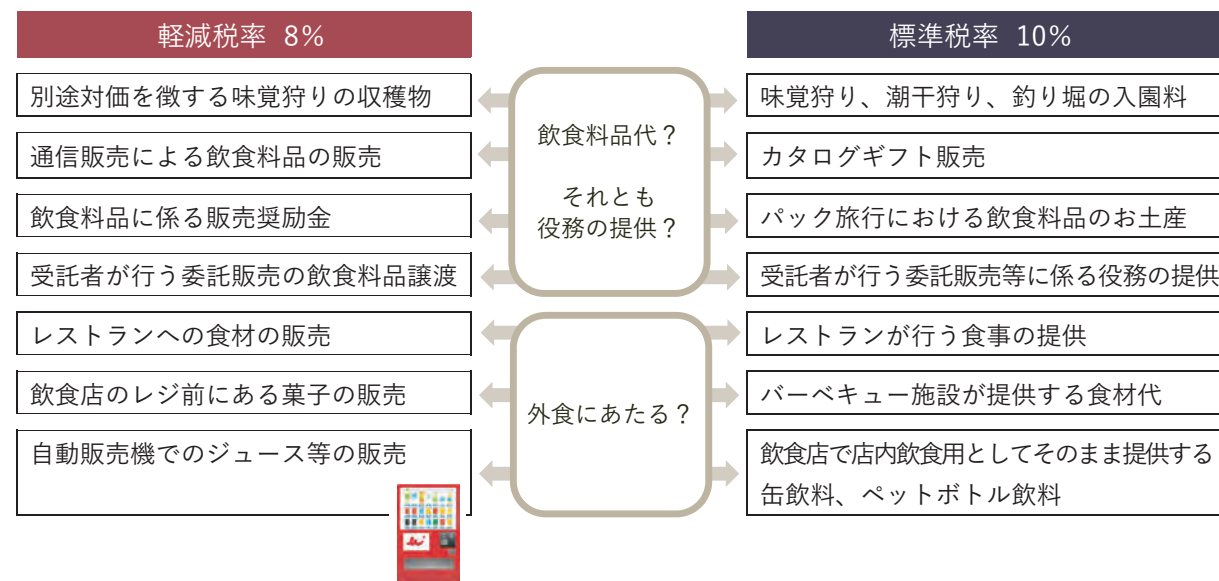
医薬品・医薬部外品は10% 薬は飲食料品ではありません



販売に必要な容器や送料はどうなるの?



この売り方は8%? 10%? さまざまな販売形態と税率



「飲食料品+それ以外」のセット商品は、金額と割合で判断

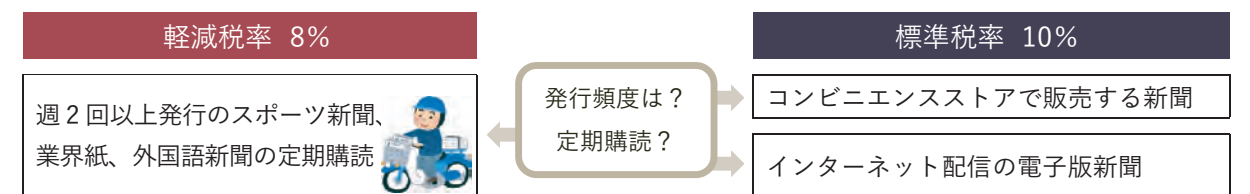
食玩、高価な容器の食品、食品の入った福袋などのセット商品（「一体資産」といいます）は、**税抜1万円以下、かつ食品部分の価額割合が3分の2以上の場合、8%の軽減税率が適用されます。**



外食なら10%、持ち帰りなら8% どこで食べるつもりなのかが鍵



新聞は、定期購読で週2回以上の発行なら8%



(出典:MyKomon)

taxtopics

10月から始まる キャッシュレス・消費者還元事業

消費税率引上げの時期が近づいてきました。消費税率引上げに伴い実施されるキャッシュレス・消費者還元事業は、対象の店舗でキャッシュレス決済手段を利用して支払うと、最大5%のポイント還元が受けられます。ここでは事業の概要と、中小・小規模事業者等が参加するための条件などをみていきます。

キャッシュレス・消費者還元事業とは

キャッシュレス・消費者還元事業（以下、還元事業）は、2019年10月1日からの消費税率引上げに伴い、2020年6月までの9ヶ月間、中小・小規模事業者（以下、事業者）によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業です。

キャッシュレス決済事業者

キャッシュレス決済事業者（以下、決済事業者）とは、クレジットカードやデビットカード、電子マネー、QRコードなど、一般的な買い物に繰り返し利用できる電子的決済手段

を提供する事業者です。決済事業者は消費者に対してのポイント還元や、事業者からの加盟店申請の受付、事業者への決済端末導入補助や手数料補助なども行います。

決済手段ごとの主な決済ブランド／サービス

クレジットカード

VISA、Mastercard、JCB等

デビットカード

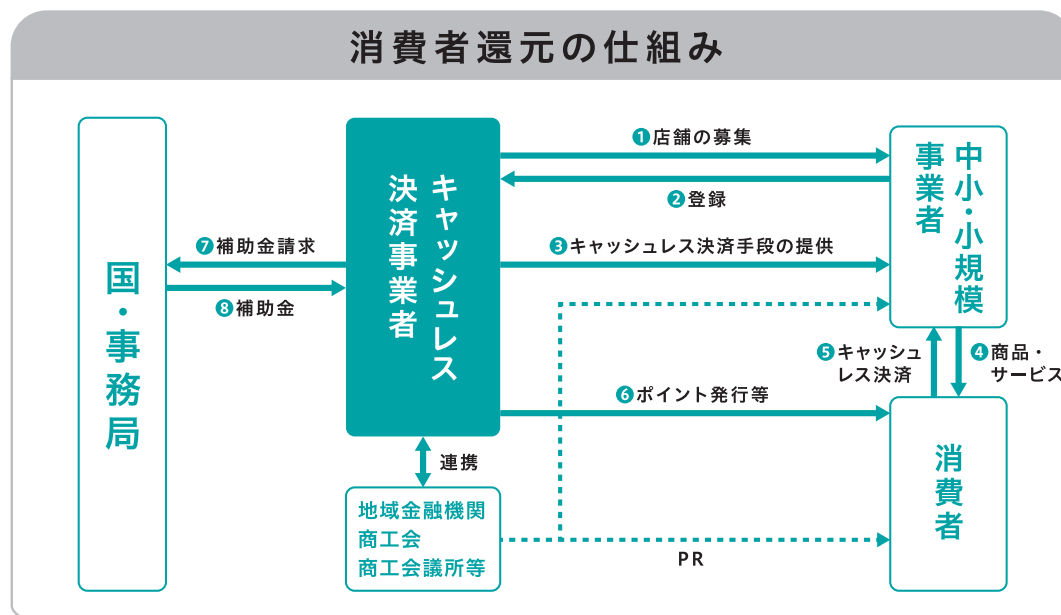
J-Debit等

電子マネー

nanaco、WAON、楽天Edy、iD、QUICPay等

QRコード

PayPay、LINE Pay、au PAY、d払い等



補助の対象となる

中小・小規模事業者の条件

補助の対象となる事業者は、中小企業および個人事業主です。また事業者が還元事業に参加するには、キャッシュレス決済を利用している場合でも、決済事業者の加盟店登録をする必要があります。

国、地方公共団体、金融機関、学校などは対象外になります。

また課税所得が15億円を超える中小・規模事業者、資本金が5億円以上の法人に直接または間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者も対象外になります。

加盟店登録のメリット

キャッシュレス決済手段の導入や拡充で消費者の利便性が高まり、顧客層拡大の可能性がります。さらにレジ関連業務の削減

による生産性向上も期待できます。

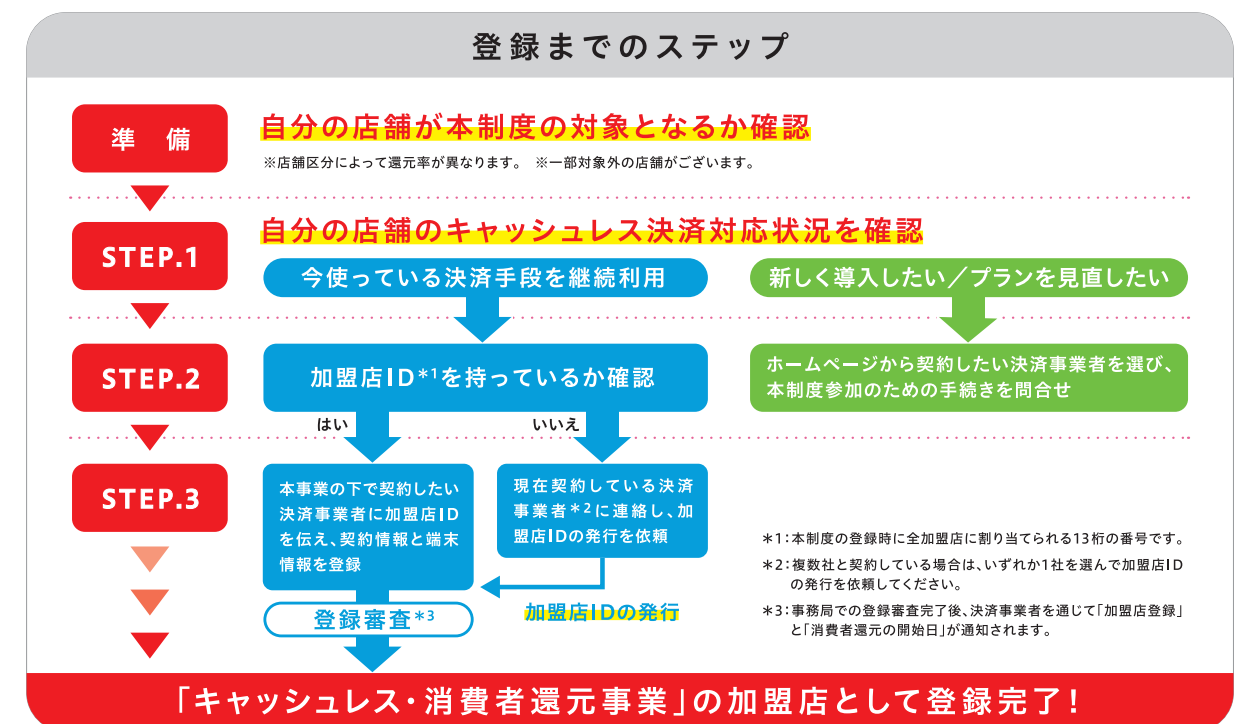
還元事業に参加する際の注意点

事業者が還元事業への参加を検討するにあたり、加盟店手数料や入金タイミングには注意が必要です。還元事業終了後の加盟店手数料は決済事業者によって対応が異なるため、どのようになるのか、確認しなくてはなりません。

またキャッシュレス決済の場合、入金の手続きが現金と異なります。資金繰りに困らないよう、入金時期に気をつけましょう。

こうした情報は、キャッシュレス・消費者還元事業のホームページに掲載されています（<https://cashless.go.jp/>）。事前に確認しましょう。

対象	補助内容
中小企業 個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> 消費者へのポイント還元5% 端末費用全額補助(決済事業者が3分の1、国が3分の2を負担) 加盟店手数料の3分の1を補助
フランチャイズ	<ul style="list-style-type: none"> 消費者へのポイント還元2% (その他の補助はなし)



*1:本制度の登録時に全加盟店に割り当てられる13桁の番号です。
*2:複数社と契約している場合は、いずれか1社を選んで加盟店IDの発行を依頼してください。
*3:事務局での登録審査完了後、決済事業者を通じて「加盟店登録」と「消費者還元の開始日」が通知されます。

「キャッシュレス・消費者還元事業」の加盟店として登録完了!

七転び 八お記

税理士受験⑪

～合格はスタートライン～

再びトンネルの入口へ

2度目の消費税法の試験でも前回と同じ失敗を繰り返した自分に失望した。

工作中は、目の前にある仕事に没頭しているため、税理士試験の事を忘れることができる。だが、ひとたび仕事から離れ、試験の事が頭に浮かぶと憂鬱になった。

それは、体にも現れていた。1年前からずっと耳の奥が詰まった感じがしているのだ。

数日間のリフレッシュ

そんな現状を打破しようと、着の身着のまま、ひとり旅に出かけた。

特に行先があるわけではない。泊まる宿も決めていない。気がついたら新潟県へ向かっていた。なんとなく電車に乗り、目的なく船に乗り、ただただ歩いた。日が暮れると新潟の駅周辺で野宿した。

旅の間は、ぼーっと自然の風景や人の働いている姿などを見ていた。すると、いつの間にか耳の奥の違和感は消えていた。

いちるの望み

しかし、旅が終わって家の近くの駅に到着すると、途端にまた同じ症状に悩まされた。やはり、合格するという目標を達成しないと体も治らないみたいだ。

そうして僕はまた、いつもの仕事中心の生活へと戻っていった。

実は、消費税法の計算問題を失敗したと

いっても、その被害は前年よりも多少マシであった。

また、その年の理論問題は難しい問題が出題され、解けない受験生が多かった。そんな中、僕は自己採点で満点だったこともあり、僕はほんの少しだけ希望を持っていた。

来た、見た、叫んだ

そして、12月になり合格発表の日が来た。勤めている会計事務所でも何人が受験者がおり、ファックスで流れてきた税理士試験合格者名簿に人だかりができていた。

僕は、恐る恐るその人だかりに近づいた。

その瞬間、人垣のそのすき間から僕の名前が見えた。まるで曇り空から差し一筋の光のように。

僕は、そおっと無言で事務所のベランダに出て、一呼吸置いてから叫んでいた。

「やったー！」

他の同僚に気を使ってのことだったが、後から聞くと事務所の皆に聞こえていたらしい。

すべては将来の糧に

こうして僕は、税理士試験の関門をくぐり抜けた。すんなりと計画通りに合格できなかったことにより、合格の喜びは倍増した。

カラダに不調が現れるほど自分を追い込んで、それを克服した経験はこれからの人生においてプラスになる。

また、それまでに出会った仕事や、受験勉強で理解し暗記した条文、その一つ一つが僕の財産で、将来の糧だ。

まだ28歳。税理士試験の合格はゴールではなく、税理士としてのスタートラインにまだ立ったばかりなのだ。試験勉強という暗い長いトンネルを抜け出して、次のステップに向けて展望が開けていた。(八木)

次号より開業奮闘編をお届けします。



福田の「フォーマーズ愛あ い」 クラウドファンディングで450万円の資金調達

クラウドファンディングについて

皆さんはクラウドファンディングという言葉を知っていますか？

Crowd(群衆)とFunding(資金調達)を合わせた造語で、インターネット上で不特定多数の出資者から資金を募る方法で、銀行借入でもなく、株式出資でもない新たな資金調達方法として近年注目を浴びています。

形態は複数ありますが、大枠の仕組みは、起案者がクラウドファンディングの仲介会社に登録し、自分が考えているビジネスやプロジェクトプラン、調達目標額、返礼品などの情報を掲載し、募集期間を設定します。

出資者は、登録のサイトから自分が関心のあるビジネスや、応援したいプロジェクトに対して出資し、返礼品などを受ける権利を得ます。

阿部梨園の知恵袋

私は、何件かクラウドファンディングを通じて出資しており、その一つに「阿部梨園の知恵袋」というものがあります。

栃木県にある阿部梨園は、もともと家族経営の梨農家でしたが、「家業から事業へ」というスローガンをかけ、今まで手が回らなかった業務効率や経営改善を進めていきました。

特徴は、梨の栽培業務には関わらない、経理や労務、生産管理といったバックオフィス業務を専任で行うスタッフを採用し、経営の効率化を図ったことです。経営を見直すことで、スタッフの意識は向上し、梨のブランディングに成功し、直売率は99%超を達成す

るほどになりました。

数年後には、阿部梨園で蓄積した経営効率化のノウハウは500件を超えたそうです。そのノウハウをヤフー知恵袋のように検索できる農業版知恵袋のサイト制作費をクラウドファンディングで募集し、2018年の5月には経営改善事例を紹介するサイト「阿部梨園の知恵袋」を公開しました。プロジェクトは様々なメディアで紹介され、募集終了までに総額約450万円の支援を集めました。

最近では農家の経営改善の一例として農水省や、ホリエモンこと堀江貴文氏からも高く評価を受けています。



農業の経営効率化

本件事例は資金調達額が大きく、クラウドファンディングでの資金調達として成功しました。それよりも特筆すべき点は、農業の経営効率化に対する関心の高さではないかと考えます。

農業に対しては、良くも悪くも「損益はざっくり」「労働時間もざっくり」などの曖昧さがありましたが、「農家の経営改善」を考える事業主の潜在的なニーズの大きさが、資金調達額に反映されたと考えられます。

当該サイトは、検索すればすぐヒットし、農業経営だけでなく、会社経営の効率化という点で参考にできるノウハウも多いため、一度覗いてみてはいかがでしょうか。(福田)